

就学前教育・保育施設整備に関する緊急要望

「就学前教育・保育施設整備交付金」(以下、「交付金」という。)について、令和6年5月に中核市市長会は、自治体の施設整備計画に支障が出ることをないよう柔軟な措置と予算確保を求める緊急要望を実施した。こうした要望に対応すべく、国は予算執行残額の範囲で交付内示を行う等の緊急措置を行ったところである。

国の柔軟な対応により自治体の財源確保の道筋を立てたことは評価されることであるが、なお、未内示の交付金に対しての確実な予算の確保に向けて、以下のとおり要望する。

1. 令和6年5月に地方厚生(支)局から出された当交付金の追加協議に係る事務連絡において、「協議額のうち内示できない不足額については、国として必要な追加財源の確保に向け全力で取り組む」と示されていることから、令和6年度補正予算に必要な金額を計上し、各自治体に負担が生じることがないように、確実に財源を確保すること。
2. 令和7年度以降についても、各自治体における所要額を確実に調査した上で、必要な財源確保に努め、整備計画に支障が出ることをないよう対応すること。

令和6年11月6日

中核市市長会